平成 29 年 1 月 26 日
AMUSE 規程第 5 号

改定　令和 2 年 11 月 25 日
改定　令和 4 年 12 月 22 日

AMUSE 会員　慶弔規程

第1条　【目的】
この規程は、一般社団法人 AMUSE(以下「本会」という。）会員の慶弔に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条　【死亡弔慰金】
①個人会員又はその配偶者が死亡したときは、次の基準により弔慰金を呈する。

区　分	弔　慰　金
個人会員	30,000 円
配偶者	20,000 円

②個人会員の父母及び子、配偶者の父母が死亡したときは、次の基準により弔慰金を呈する。

区　分	弔　慰　金
個人会員の父母	10,000 円
配偶者の父母	10,000 円
個人会員の子	10,000 円

第3条　【結婚祝金】
個人会員が結婚したときは、祝金として 10,000 円を贈る。

第4条　【出産祝金】
個人会員本人または配偶者が出産したときは、一子につき祝金として 10,000 円を贈る。多胎出産の場合は人数に応じて、一子につき 10,000 円を贈る。

第5条　【申請】
前述の第 1 条から第 4 条までのいずれかに該当するとき、会員自らあるいは会員配偶者又は、他の会員を通して、速やかに本会事務局に届出るものとする。ただし、弔事に関しては個人の心情に配慮し、届け出が無い場合は、医局から事務局へ報告があった場合のみ事務局が申請を代行し、これを呈する。
※申請書式:AMUSE 会員 慶弔事届

第6条　【期限】

前述の第1条から第4条までのいずれかに該当する事案が発生した日から1年以内に前項の届出が無い場合は、この規程による慶弔は行わない。

第7条　【支給方法】

慶弔費の規程に則り、支給方法は基本以下の様に定める。

結婚祝金　…　AMUSE 会員登録口座への振込み
出産祝金　…　AMUSE 会員登録口座への振込み
弔　　事　…　［会員本人・会員配偶者］
通夜または葬儀へ香典として直接渡し、もしくは AMUSE 会員登録口座への振込み
［会員父母・配偶者父母・会員の子］
AMUSE 会員登録口座への振込み
ただし、会員本人が喪主をつとめる場合はその限りではない

第8条　【受給資格】

会員の慶弔に際し、現に会費を完納している者であること。（雑則）

附則

1. この規程は平成29年1月26日から施行し、平成28年11月1日から適用する。
2. 改定後の規程は令和2年11月25日から適用する。
3. 改定後の規程は令和4年12月22日から適用する。